

パブリック・コメント手続（意見募集）

建築基準条例の一部改正について

意見募集期間

令和2年（2020年）

4月10日（金）～5月1日（金）

お問い合わせ先：都市部建築指導課

電話046-822-8527（直通）

## パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめ、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに対する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に対する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

## 建築基準条例の改正内容について

### 1 意見募集の趣旨

近年の研究開発の進展や技術的知見の蓄積に伴い、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）における、火災時に火災の拡大を防ぎ、在館者を安全に避難させることを目的とした防火・避難関係規定について、安全性の確保を前提としつつ、建築物の特性等に応じた基準の設定や既存の規定の合理化が可能となったため、これらの規定について見直しを行い、「建築基準法施行令の一部を改正する政令」が令和元年 12 月 11 日に公布され、令和 2 年 4 月 1 日から施行されました。

この建築基準法施行令（以下、「政令」という。）の改正にあわせ、本市の建築基準条例（以下、「条例」という。）においても政令と同様の改正をしようとするものです。

これについて、市民の皆様からのご意見を募集します。

### 2 改正内容

#### (1) 敷地内に設ける通路の幅員の変更

(政令の改正内容)

政令第 128 条において、一定の用途や規模等の建築物は敷地内の通路の幅員を 1.5m 以上としなければならないとされていたところ、階数が 3 以下で延べ面積が 200m<sup>2</sup> 未満の建築物については、90cm 以上確保すればよいものとされた。

(条例において改正しようとする内容)

##### ① 長屋の出口（条例第 8 条）

(現 行) 長屋の各戸の主要な出口で道路に面して設けられていない場合に必要敷地内通路について、2 以下の住戸の専用の通路は幅員を 1.5m 以上、3 以上の住戸の通路が重複する部分については 3m 以上としなければならない。

(改正案) 現行の規制に対し、階数が 3 以下で延べ面積が 200m<sup>2</sup> 未満の建築物の敷地内通路にあつては、2 以下の住戸の専用の通路の幅員を 90cm 以上とし、3 以上の住戸の通路が重複する部分については 1.8m 以上とすればよいものとする。

② 特殊建築物の出口及び敷地内の通路（条例第 12 条）

（現 行）学校、体育館、病院、診療所、物品販売業を営む店舗、マーケット、公衆浴場、ホテル、旅館、共同住宅、寄宿舍、下宿又は児童福祉施設等の用途に供する建築物は、屋外への出口から道路等に通ずる幅員が 1.5m 以上、2 以上の出口が共用する部分については 3m 以上の敷地内通路を設けなければならない。

（改正案）現行の規制に対し、階数が 3 以下で延べ面積が 200m<sup>2</sup> 未満の建築物は、屋外への出口から道路等に通ずる幅員が 90cm 以上、2 以上の出口が共用する部分については 1.8m 以上の敷地内通路を設ければよいものとする。

③ マーケットの付属住宅の敷地内の通路（条例第 31 条）

（現 行）耐火建築物又は準耐火建築物以外のマーケットの用途に供する建築物に住戸を設ける場合、住戸専用の出口から道路等に通ずる幅員が 1.5m 以上の敷地内通路を設けなければならない。

（改正案）現行の規制に対し、階数が 3 以下で延べ面積が 200m<sup>2</sup> 未満の建築物にあっては、住戸専用の出口から道路等に通ずる幅員が 90cm 以上の敷地内通路を設ければよいものとする。

（2）区画避難安全検証法による建築物の制限の緩和

（政令の改正内容）

建築物の一定の防火区画部分について、避難安全性能を検証（以下、「区画避難安全検証」という。）をした場合に、当該区画部分について、排煙設備に関する規定の適用を除外することができることとされた。

（条例において改正しようとする内容）

区画避難安全検証された政令と同様の防火区画部分について、条例で定めている排煙設備に関する規定の適用を除外するものとする。

3 施行日

令和 2 年 7 月 1 日施行予定

## 意見の提出方法

- 1 提出期間 令和2年(2020年)4月10日(金)から5月1日(金)まで
- 2 あて先 都市部建築指導課許認可係
- 3 提出方法
  - 書式は特に定めておりません。
  - 住所及び氏名を明記してください。なお、市外在住の方の場合は、次の項目についても明記してください。
    - (1) (市内在勤の場合) 勤務先名・所在地
    - (2) (市内在学の場合) 学校名・所在地
    - (3) (本市に納税義務のある場合) 納税義務があることを証する事項
    - (4) (当該パブリックコメント案件に利害関係を有する場合) 利害関係があることを証する事項
  - 次のいずれかの方法により提出してください。
    - (1) 直接持ち込み
      - ・ 都市部建築指導課(横須賀市役所分館4階 16番窓口)
      - ・ 市政情報コーナー(横須賀市役所2号館1階 34番窓口)
      - ・ 各行政センター
    - (2) 郵送  
〒238-8550  
横須賀市小川町11番地 横須賀市役所 都市部建築指導課
    - (3) ファクシミリ  
046-825-2469
    - (4) 電子メール  
bg-ci@city.yokosuka.kanagawa.jp

個々のご意見等には直接回答はいたしませんので、予め御了承ください。  
いただいたご意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後すみやかに公表いたします。